



平成25年6月27日

各位

会社名 株式会社百十四銀行
代表者名 取締役頭取 渡邊 智樹
(コード番号 8386 東証第1部、大証第1部)
問合せ先 経営企画部長 豊嶋 正和
TEL (087) 836-2721

株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第240条に基づき、当行取締役に対し、株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権を発行する理由

当行では、平成21年度に経営改革の一環として役員報酬制度を見直し、役員退職慰労金制度を廃止するとともに、株式報酬型ストックオプションを導入いたしました。

株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権は、取締役の業績向上と企業価値増大への貢献をより強固なものとし、株主重視の経営意識を高めるため発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の名称

株式会社百十四銀行 第5回新株予約権

(2) 新株予約権の割当日 平成25年7月23日

(3) 新株予約権の内容

①新株予約権の総数

当行取締役に付与する新株予約権は1,725個とする。

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

②新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズモデル」により算定される公正な評価額とする。

(注) 新株予約権の割り当てを受けた者に対し、当該払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務を相殺することをもち、当該新株予約権を取得させるものとする。

③新株予約権の目的となる株式の種類および数

当行普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。

なお、当行が株式分割(株式無償割当を含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、割当日後に当行が合併、会社分割を行う場合その他これに準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤新株予約権の行使期間

平成25年7月24日から平成55年7月23日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

ア. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記ア記載の資本金等増加限度額から上記アに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

⑦新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要する。

⑧新株予約権の行使の条件

ア. 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。

イ. 上記アの規定にかかわらず、新株予約権者が当行の取締役の地位にある場合にあっては、平成54年7月24日(権利行使期間満了の日から数えて365日に満たなくなった日)以降は、一括して新株予約権を行使できる。

⑨新株予約権の取得に関する事項

ア. 新株予約権者が権利行使をする前に、前記⑧の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

イ. 当行が消滅会社となる合併契約、当行が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議

案が当行の株主総会（株主総会が不要な場合は当行の取締役会）において承認された場合は、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

⑩組織再編を実施する際の新株予約権の取扱

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

ア． 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

イ． 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記③に準じて決定する。

ウ． 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

エ． 新株予約権を行使することができる期間

前記⑤に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記⑤に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

オ． 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記⑥に準じて決定する。

カ． 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

キ． 新株予約権の行使の条件

前記⑧に準じて決定する。

ク. 新株予約権の取得に関する事項

前記⑨に準じて決定する。

⑪ 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

⑫ 当行は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

⑬ 新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

対 象 者	人 数	新 株 予 約 権 数
当行の取締役	10名	1,725個
合 計	10名	1,725個

⑭ 新株予約権の行使に際して出資される財産の払込取扱場所

香川県高松市亀井町5番地の1

株式会社 百十四銀行 本店営業部

以 上